

現場代理人及び主任技術者等の適正配置について

本市発注工事における、現場代理人及び主任技術者等の配置に関する留意事項を以下のとおりまとめたので、契約の締結及び適正な履行の確保にあたり留意願います。

1. 現場代理人について

(1) 現場代理人とは

「現場代理人」とは、市建設工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）において配置を求める者であり、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、契約に関する事項（請負代金額の変更、請求、契約の解除等を除く。）について請負人の代理人として一切の権限を行使することができます。

(2) 現場代理人の資格要件

特別な資格は必要ありませんが、所属会社との直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要です。本市においては、正社員として、一般競争入札参加資格申請日（指名競争においては入札日、随意契約においては見積書の提出日）以前に3か月以上の雇用関係があることを条件とします。

ただし、営業所の専任技術者及び経営業務の管理責任者は、現場代理人となることはできません。（3. (2) 及び 4. (2) 参照）

(3) 現場代理人の常駐義務

現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務付けています。

「常駐」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、工事期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理等を行い、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(4) 現場代理人の他工事との兼務

一定の要件を満たす場合のみ、兼務も可能とします。

※「現場代理人の兼務について」を参照

2. 主任技術者及び監理技術者について

(1) 主任技術者及び監理技術者とは

「主任技術者」及び「監理技術者」（以下、「主任技術者等」という。）とは、建設業法第26条の規定により、建設業許可を有する業者（以下、「建設業者」という。）が、工事現場における施工の技術上の管理を行わせるために配置しなければならない者です。

① 主任技術者とは

・適正な工事施工を確保するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理及び安全管理等を行う者であり、監理技術者を配置する必要がない工事において配置される。

② 監理技術者とは

- ・下請契約の総額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は、7,000 万円）以上となる場合に主任技術者に代わって配置される。
- ・主任技術者の役割に加えて建設工事の施工にあたり、下請け業者を適切に指導監督するという総合的な役割があります。

(2) 主任技術者等の資格要件

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

現場代理人の雇用関係と同様です。（1. (2) 参照）

- ② 工事を施工するために必要な技術者資格を有すること。（建設業法第 26 条第 1, 2 項）

・主任技術者の場合：建設業法第 7 条 2 号イ、ロ、ハのいずれかに該当

・監理技術者の場合：建設業法第 15 条 2 号イ、ロ、ハのいずれかに該当

- ③ 「②」とは別に定める要件等があれば、その要件を満たす者であること。

(3) 主任技術者等の配置について（建設業法第 26 条第 3 項）

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額 4,000 万円以上、建築一式工事においては 8,000 万円以上）に設置する主任技術者等は、特別な場合^{※1} を除き原則として工事現場ごとに専任で配置する必要があります。

専任を要しない工事の主任技術者等であれば他の工事と兼任も可能ですが、変更により契約金額が 4,000 万円（建築一式工事においては 8,000 万円以上）を超える可能性のある工事との兼任については行わないよう留意してください。

※1 特別な場合とは、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合に限り、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。（建設業法施行令第 27 条第 2 項）

ただし、当面の間、次のとおり取り扱うこととします。

なお、この規定は監理技術者には適用されませんので留意してください。

- ① 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれる。

- ② 「①」の場合において、主任技術者が兼務することができる工事の数は、原則 2 件以内とする。

(4) 専任の考え方

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではありません。

従って、適切な施工ができる体制が確保される場合^{※2} には、技術研鑽のための研修、講

習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で専任の主任技術者等が短期間工事現場を離れることについては、差し支えないものとします。

※2 適切な施工ができる体制が確保される場合とは、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等。

3. 営業所の専任技術者の取扱いについて

(1) 営業所の専任技術者とは

「営業所の専任技術者」とは、建設業法第7条第2号の規定により、建設業者が、その営業所ごと、かつ、許可を有する業種ごとに専任で配置することとされている者で、技術指導及び建設工事に係る請負契約の適正な締結、履行の確保を担っており、現場に配置する主任技術者等とは別です。ここでの専任とはその営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。

なお、1人で複数業種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

- 【例】パターン1 土木：Aさん、建築：Bさん、舗装：Cさん、水道：Dさん
パターン2 土木・舗装・水道：Aさん、建築：Bさん

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者との兼務はできません。

(3) 主任技術者等との兼務について

主任技術者等が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば営業所の専任技術者との兼務が可能です。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとれる体制にあること。

4. 経営業務の管理責任者の取扱いについて

(1) 経営業務の管理責任者とは

「経営業務の管理責任者」とは、その営業所において、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者をいい、建設業の許可を取得するためには、その知識経験を十分に有する人を経営管理の責任者としてあらかじめ配置しておく必要があります。また、経営業務の管理責任者は常勤でなければなりません。

なお、営業所の専任技術者と経営業務の管理責任者を兼任することは可能です。

(2) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、経営業務の管理責任者との兼務はできません。

(3) 主任技術者等との兼務について

営業所の専任技術者の場合と同様の条件を満たせば兼務可能です。(3. (3) 参照)

5. 現場代理人と主任技術者等との兼務について

同一契約に限り、現場代理人と主任技術者等を兼務することは可能です。

6. 配置技術者等の変更について

配置技術者等の変更については、適正な施工確保を阻害するおそれがあることから、原則工期途中での交代を認めていません。なお、一般競争入札については、入札参加資格申請の配置予定技術者届により届出た時点から、原則として変更を認めません。

ただし、病休・死亡・退職などの真にやむを得ない理由がある場合のほか、次に掲げる場合等については、協議の結果、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められれば、変更も可能とします。

- ① 請負人の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長となった場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

7. 現場代理人及び主任技術者等の確認資料

(1) 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法について

所属会社との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、契約時において、「現場代理人及び主任（監理）専門技術者選（改）任通知書」に、次のいずれかの書類の添付を求めることとします。

- ・健康保険被保険者証の写し
- ・監理技術者資格者証（表・裏）の写し ※所属会社名が記載されていること。
- ・住民税特別徴収税額（変更）通知書の写し
- ・雇用保険者証の写し
- ・源泉徴収簿の写し

(2) 配置技術者の資格を証明するもの

①主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

- ・資格証明書等の写し（国家資格等を有する技術者の場合）
- ・実務経験証明書（実務経験による技術者の場合）

②監理技術者

- ・監理技術者資格者証（表・裏）の写し

※監理技術者講習終了履歴が確認できること。